

博仁会デイサービスセンターさざなみ運営規程

(事業の目的)

この規程は、社会福祉法人博仁会（以下「当会」という。）が開設する博仁会デイサービスセンターさざなみ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業・第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第1条 指定通所介護の提供にあたっては、職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにサービス利用者の家族に身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 博仁会デイサービスセンターさざなみ
- (2) 所在地 東京都青梅市富岡1丁目318番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、当会理事長（以下「理事長」という。）の命を受けて職員等の管理及び業務の管理を行う。管理者の名称を「センター長」とする。

(2) 職員等

職員等は、センター長の命を受け、次に示すそれぞれの職務に従事すると共に、全員が協力して、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。

- ① 生活相談員 1 名(常勤):事業所に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護に係る利用の申し込みに係る調整、相談助言、計画書等各種書類の作成等を行う。
- ② 看護職員 1 名(非常勤)以上 :事業所の利用者の健康管理、看護、並びに事業所内の衛生管理を行う。
- ③ 介護職員 1 名(常勤)・4 名(非常勤)以上:事業所の利用者の介助、介護を行う。
- ④ 機能訓練指導員:1名(非常勤兼務1名、看護職員と兼務):事業所の利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- ⑤ 事務員 1 名(非常勤兼務):必要な各種事務処理を行う。

なお、職務の遂行に関しては、当会の組織に基づく指揮・命令に従うものとする。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日(年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日迄を除く)とする。

(2) 営業時間

午前 8 時 00 時から午後 5 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間

午前 9 時 00 時から午後 4 時 30 分までとする。

(利用定員)

第5条 事業所の1日の利用定員は 30 名とする。

(指定通所介護・指定介護予防通所介護・第 1 号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)の内容、形態)

第6条 事業所の指定通所介護については指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に、また指定介護予防通所介護については、地域包括支援センターの作成する介護予防サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち当会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 自立支援サービス

1) 身体介護に関するサービス

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体の介護

エ.

2) 健康増進に関するサービス

来所持に、毎日の健康に関する基礎的項目をチェックする。

健康チェック 血圧・脈拍・体温

3) リハビリテーション・サービス

家庭での日常生活に必要な活動のため及び機能低下を防ぐため必要なリハビリテーションを行う。

4) アクティビティ・サービス

利用者が生きがいのある、豊かな日常生活を送ることが出来るよう、また身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるようなサービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 健康体操

オ. 休養(養護)

(2) 負担軽減サービス

1) 入浴サービス

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

2) 給食サービス

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

3) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援及び送迎サービスを提供する。

ア. 移動・移乗動作の介助

イ. 送迎

4) 相談、助言サービス

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作の自立に関する相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改良に関する相談、助言

エ. その他必要な相談、助言

2 指定通所介護及び指定予防通所介護の形態は、次のとおりとする。

(1) 半日滞在型

利用者が事業所に 3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 5 時間未満の間滞在(概ねの区分

で、午前または午後いずれかの滞在)し、その間に前項に定めるサービスを選択して行う。

(2) 中間滞在型

利用者が事業所に 5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満の間滞在(概ねの区分で、午前と午後にわたり滞在)し、その間に前項に定めるサービスを選択して行う。

(3) 一日滞在型

利用者が事業所に 7 時間以上 8 時間未満、8 時間以上 9 時間の間滞在し、その間に前項に定めるサービスを選択して行う。

(4) 入浴単独型

入浴のみのサービス(付随する介護を含む)を 2 時間以上 3 時間未満の間の滞在进行。

(利用契約)

第8条 当会は、指定通所介護及又は指定介護予防通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書又は介護予防通所介護サービス契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要するとセンター長が認める場合にあつては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(利用料等及び支払い方法)

第9条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合とする。

2 給食サービスにおける食費の額は、800円とする。

3 前号以外に事業所が実施する法定受領サービスに該当しない通所介護又は介護予防通所介護又は第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)、あるいは、通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護又は介護予防通所介護又は第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)を提供する場合、実費を徴収する。

4 オムツ代は、実費を徴収する。

5 その他アクティビティサービス等にかかる諸経費については実費を徴収する。

6 第10条の通常の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

(1) 事業所から片道概ね10キロメートル未満 無料

(2) 事業所から片道概ね10キロメートル以上の場合

1キロメートルにつき30円

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により、第2項の費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、文書による同意を得ることとする。

8 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当サー

ビス、軽度者向けの通所型サービス)の利用者等は、当会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、東京都青梅市、羽村市、瑞穂町、埼玉県飯能市、入間市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 利用者及び家族等は、事業所のセンター長以下職員等の助言に基づき、他人に迷惑をかける行為などをつつしみ、利用者間の秩序を保ち、相互の親和に努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員等は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)提供を行っている時に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、センター長に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)の提供を行っている時に、天災その他の災害が発生した場合、職員等はすみやかに利用者の避難などの措置を講じると共に、センター長に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故防止及び発生時の対応等)

第13条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、別に定める「リスクマネジメントマニュアル」(以下、本条において「マニュアル」という。)に基づき、「職員会議」等を通じて、必要な情報の職員への周知徹底をはかるとともに、定期的に研修を行う。

- 2 事業所は、利用者へのサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに各管轄庁、利用者の家族等に連絡を行い、マニュアルに従って必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害対策に備えて、当会が実施する非常災害対策(防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成して行う。)に基づき、年4回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び職員等の健康管理等)

第15条 事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行い、食事の提供に使用する食器等の消毒を適正に行うものとする。
- 3 事業所は、職員等に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 4 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第16条 職員等は、業務上知り得た利用者又またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、職員等であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を徹底することとする。
- 3 事業所は、当会が個人情報保護法に則って定める「個人情報保護規程」に基づき利用者及びその家族の個人情報の保護を徹底する。

(通所介護計画等の作成等)

第17条 事業所は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が立てられている場合は当該計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた個別の通所介護計画又は介護予防通所介護計画を作成し、利用者、家族にその内容について説明しなければならない。

- 2 事業所は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第18条 職員等は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)を提供した際には、その提供日及び内容、当該提供サービスについて法令の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第19条 センター長は、提供した指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介

護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)に関する利用者からの苦情対応の受付窓口を設置し、当該苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(損害賠償)

第23条 センター長は、利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護及び第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス、軽度者向けの通所型サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時及び必要な際は、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成12年 6月 1日 一部改正する。

平成12年 9月 1日 一部改正する。

平成13年 1月15日 一部改正する。

平成13年 5月 1日 一部改正する。

平成13年 8月 1日 一部改正する。

平成14年 4月 1日 一部改正する。

平成15年 4月 1日 一部改正する。

平成16年 4月 1日 一部改正する。

平成17年10月 1日 一部改正する。

平成23年 9月10日 一部改正する。

平成24年 4月 1日 一部改正する。

平成24年 8月 4日 一部改正する。

平成27年 3月28日一部改正する。

平成27年 8月 1日一部改正する。

平成28年 4月 1日一部改正する。

平成30年 4月 1日一部改正する。

令和元年 6月 15日一部改正する。

令和元年 10月 31日一部改正する。

令和3年 4月 1日一部改正する。

令和8年 4月 1日一部改正する。